

を永固に祝る。

欽天監の曆式を頒發して前来するを案准し、随いで照磨官に委して督造せしめ去後れり。茲に工、造竣すれば、合行に頒發し、欽遵すべし。所有の貴国、擬して合に文を備えて頒告すべし。此れが為に貴王府に備咨す。希わくは頒到せる大清雍正七年分の正朔曆書を將て、欽遵して查明し臣民に頒布せんことを。庶わくは海国の山川、共に一王の正朔を凛み、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿ならんことを。仍お咨覆施行するを賜りたし、等の因あり。国に到る。此れを奉けたり。

遵行して随いで頒賜せる大清雍正七年の正朔曆書を將て臣民に頒布し、拳国三十六島、共に聖寿の無疆にして、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿ならんことを祝る。今、前因を准けたるに、合に就ちに咨覆すべし。此れが為に由を備えて貴司に移咨す。請為わくは查照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

雍正七年（一七二九）十月 日

注*本文書は「二六〇七」の咨覆である。

2-16-24

国王尚敬の、接貢のため存留通事金鼐等に付した執照

（雍正七《一七二九》、十、□）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、雍正六年冬、特に耳目官毛鴻基・正議大夫鄭秉彝等を遣わし、表章・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、船二隻に駕して閩に来たる。已經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす。進京の官伴及び存留の官伴を除くの外、所有の兩船の員役は、本年七月の間に帰国す。今、旧例に遵い、特に都通事毛世安等を遣わし、官伴・水梢共に八十員名を率領し、海船一隻に坐駕して福建に前来す。恭しく皇上の勅書併びに欽賜の物件、及び京より回る貢使毛鴻基等を接う。茲に所拠の差去せる員役は、並えて文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給發し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第十六号の半印勘合執照を給し、存留通事金鼐等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員

毛世安

跟伴

使者二員 顧□□^② 向廷瑛 跟伴
 存留通事一員 金鼐 跟伴

管船夥長・直庫二名 阮為棟^③ 慶統照

右の執照は存留通事金鼐等に付し、これを准ず

雍正七年（一七二九）十月 日 給す

注（一）金鼐 康熙三十八〜乾隆元年（一六九九〜一七三六）。久米村系

金氏十一世（多嘉良家）。多嘉良里之子親雲上。康熙六十一年に
 読書習礼のため福建に赴き、雍正元年に存留通事林宗璉が病故
 したため存留代官を務め、二年に帰国。七年、接貢船の存留通
 事となる（『家譜（二）』一〇五頁）。

（二）向廷瑛 雍正七年の在船使者。

（三）阮為棟 康熙四十二〜乾隆十二年（一七〇三〜四七）。久米村系
 阮氏七世（神村家）。雍正七年に接貢船の管船火長（総官）を務
 めた後、乾隆二年、読書習礼のため福建に赴く。八年、再び読
 書習礼のために福建に赴き、翌九年、一貢免除により琉球館に
 存留通事が一人しかいない事態になったため、その補佐を務め
 たが病死した（『家譜（二）』一六六頁）。